# 令和3年度就職氷河期世代等活躍支援事業業務 (正規雇用化促進事業) に係る企画提案募集要項

この要項は、青森県(以下「県」という。)が令和3年度就職氷河期世代等活躍支援事業業務(正規雇用化促進事業)を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

#### 1 業務名

令和3年度就職氷河期世代等活躍支援事業業務(正規雇用化促進事業)

### 2 業務の目的

正規雇用就職を希望する就職氷河期世代(令和3年4月1日時点において、大卒で概ね39歳から50歳、高卒で概ね35歳から46歳に相当する世代とする。)の非正規雇用者等と、正規雇用促進に取り組む企業に対して支援を行うことで、県内の正規雇用の拡大を図り、県内雇用の質の向上と安定につなげることを目的とする。

#### 3 業務の概要

- (1) ネクスト就活スタート講習会の開催
- (2) 正規雇用化好事例を発信する企業向けセミナーの開催
- (3) 社会人向け企業見学ツアー等のマッチング支援の実施 ※詳細は、別添「令和3年度就職氷河期世代等活躍支援事業業務(正規雇用化 促進事業)に係る企画提案仕様書」のとおり。

#### 4 委託期間

契約締結日から令和4年3月11日(金)までとする。

### 5 委託料(上限額)

7,012千円(消費税及び地方消費税額相当額を含む。)を上限とする。 実際の契約額は、企画提案内容等に基づき決定する。

# 6 応募資格

青森県内に事業所を有する者であり、応募する時点で次の要件を全て満たす者。

- (1) 同様の事業を企画・実施した実績を有する等、本業務について、充分な業務遂 行能力があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、 県における一般競争入札に参加できない者でないこと。

- (3) 県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (4) 県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者(候補者を含む)や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

## 7 提案内容

- (1) 事業全体に関する事項
  - ① 事業の実施体制等 本事業に関わる担当者の役割、人員配置体制、緊急時の体制、情報管理等に ついて具体的に提案すること(必ず、当事業の管理責任者を配置すること。)。
  - ② 事業スケジュール事業開始から終了までのスケジュールについて提案すること。
- (2) 事業の実施内容に関する事項
  - ① ネクスト就活スタート講習会の開催について 参加希望者の効果的な募集方法、講習会の内容、当日の運営方法、参加者の 追跡調査方法等について提案すること。
  - ② 正規雇用化好事例を発信する企業向けセミナーの開催 セミナー参加希望企業の効果的な募集方法、セミナーの内容、当日の運営方 法、終了後のアンケート調査等について提案すること。
  - ③ 社会人向け企業見学ツアー等のマッチング支援の実施について 参加希望者及びマッチング企業の効果的な募集方法、マッチング支援の内容、 マッチング企業の選定方法及び選定後の事前準備方法、当日の運営方法、参加 者の追跡調査方法について提案すること。

### 8 応募方法等

下記の書類を、「14 問い合せ・応募窓口」あてに直接持参又は郵送すること。 また、直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17 時までとする。

なお、FAXや電子メールでの応募は受け付けないこととする。

- (1) 提出書類
  - ① 参加表明書(様式1)
  - ② 企画提案提出書(様式2及び付表)
  - ③ 企画提案書(様式3)
  - ④ 経費積算書(様式4)

「5委託料(上限額)」の金額以内で見積もり、積算内訳(単価、数量)がわ

かるように作成すること。

- ⑤ その他企画提案を説明するために必要な書類
- ⑥ 提案者の概要がわかるもの(会社案内・パンフレット等、応募者の概要や事業実績がわかる資料)
- ⑦ 会社については商業登記簿の写し、個人事業主については個人事業の開廃業 等届出書の控えの写し、各種法人や各種組合については登記簿の写し
- ⑧ 貸借対照表及び損益計算書(最近2事業年度分)の写し
- ⑨ 会計事務に関する規程等(提案者における旅費の支給や物品の購入に関する 取扱いが盛り込まれているもの)
- ⑩ 個人情報の取扱いに関する方針、規程等
- ⑪ 危機管理体制に関する方針、規程等
- (2) 提出期限
  - ① 参加表明書:令和3年5月10日(月)17時必着
  - ② 企画提案書等:令和3年5月21日(金)17時必着
- (3)提出部数
  - ① 参加表明書:1部
  - ② 企画提案書等:5部((1)の⑥~⑪は1部で可)
- (4) 留意事項
  - ① 企画提案は一法人につき1提案とすること。
  - ② 応募に要する経費は、全て応募者の負担とすること。
  - ③ 提出された企画提案書は返却しないこと。
  - ④ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とすること。
  - ⑤ 提出された書類の内容を変更することはできないこと。
  - ⑥ 提出された書類の内容について、必要に応じて関係機関に照会する場合があること。
  - ⑦ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となること。
  - ⑧ 提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式・A4サイズ)を提出すること。

### 9 応募に関する質問

(1) 質問受付期限

令和3年5月10日(月)17時まで

(2) 質問方法

質問は、質問書(様式5)に記入の上、「14 問い合わせ・応募窓口」あて電子メールで提出すること。原則、口頭(電話を含む。)による質問は受け付けないものとする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した者あてに電子メールで回答するほか、

県のホームページに掲載するものとする。

ただし、質問内容が質問書を提出した者固有の内容に係る場合は、県のホームページに掲載しない。

# 10 事業実施候補者の選定

#### (1) 審查方法

提出された企画提案書等により書面審査を実施し、もっとも優れた企画提案を 行った者を委託先候補者とする。なお、審査に当たり、企画提案書等の内容につ いて、補足説明を求める場合がある。

## (2) 選考基準

- ① 実施体制と管理体制
- ② 経費の妥当性
- ③ ネクスト就活スタート講習会の実施内容等 (参加希望者の効果的な募集方法、講習会の内容、当日の運営方法、参加者 の追跡調査方法等について提案すること。)
- ④ 正規雇用化好事例を発信する企業向けセミナーの実施内容等 (セミナー参加希望企業の効果的な募集方法、セミナーの内容、当日の運営 方法、終了後のアンケート調査等について提案すること。)
- ⑤ 社会人向け企業見学ツアー等のマッチング支援の実施内容等 (参加希望者及びマッチング企業の効果的な募集方法、マッチング支援の内 容、マッチング企業の選定方法及び選定後の事前準備方法、当日の運営方 法、参加者の追跡調査方法等について提案すること。)
- ⑥ 過去の実績、その他提案内容の実現可能性

## 11 選考結果の通知と委託契約の締結

(1) 選考結果の通知

選考結果は、採否を問わず、全ての提案者に対して文書により通知する。

- (2) 委託契約の締結
  - ① 委託契約の締結に当たっては、企画提案書等の内容をもとに、委託先候補者 と業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を 精査したうえで随意契約により委託契約を締結する。
  - ② 地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき、委託契約を締結する。
  - ③ 本業務により制作された資料等に係る著作権、所有権等は、委託事業の完了 検査合格後に受託者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は県に帰属 する。

# 12 その他留意事項

- (1) 本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係 法令を遵守すること。
- (2) 事業の受託により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘 義務があるので、留意すること。
- (3) 受託者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例(平成10年12月青森県条例第57号)等を遵守すること。
- (4) 本事業の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報誌等で公開する場合があること。
- (5) 受託者は、事業の実施状況について、適宜県へ報告すること。
- (6) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県 と協議して決定するものとすること。
- (7) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできないこと。 ただし、部分的な業務について、あらかじめ書面により知事の承認を得たとき は可能とすること。

## 13 スケジュール(予定)

令和3年5月10日(月) 参加表明書提出及び質問受付期限

(17時必着)

令和3年5月21日(金) 企画提案募集締切(17時必着)

令和3年6月上旬 審査、審査結果の通知

委託契約締結

# 14 問い合わせ・応募窓口

青森県商工労働部 労政・能力開発課 雇用促進グループ (県庁南棟4階)

住 所:〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

電 話:017-734-9401

E-mail: roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp